

平成31年度 特別区民税・都民税（個人住民税）の主な改正内容

1. 配偶者控除の見直し

配偶者控除額が納税義務者の合計所得金額に応じて見直され、合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。

<配偶者控除額>

	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
改正前	38万円以下	70歳未満	33万円			
		70歳以上	38万円			
改正後	38万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円	適用無
		70歳以上	38万円	26万円	13万円	

2. 配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下(改正前:38万円超76万円未満)とし、その控除額は、配偶者の合計所得金額及び納税義務者の合計所得金額に応じて見直されました。なお、改正前と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています。

<配偶者特別控除額>

	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額				
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
改正前	38万円超	45万円未満	33万円				適用無
	45万円以上	50万円未満	31万円				
	50万円以上	55万円未満	26万円				
	55万円以上	60万円未満	21万円				
	60万円以上	65万円未満	16万円				
	65万円以上	70万円未満	11万円				
	70万円以上	75万円未満	6万円				
	75万円以上	76万円未満	3万円				
改正後	38万円超	90万円以下	33万円	22万円	11万円	適用無	
	90万円超	95万円以下	31万円	21万円	11万円		
	95万円超	100万円以下	26万円	18万円	9万円		
	100万円超	105万円以下	21万円	14万円	7万円		
	105万円超	110万円以下	16万円	11万円	6万円		
	110万円超	115万円以下	11万円	8万円	4万円		
	115万円超	120万円以下	6万円	4万円	2万円		
	120万円超	123万円以下	3万円	2万円	1万円		
	123万円超	適用無					

3. 配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに伴う調整控除に係る人的控除額の差の変更

配偶者控除及び配偶者特別控除が見直されたことに伴い、調整控除に係る人的控除額の差を変更することとされました。

<配偶者控除人的控除額の差>

	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
改正前	38万円以下	70歳未満	5万円			
		70歳以上	10万円			
改正後	38万円以下	70歳未満	5万円	4万円	2万円	適用無
		70歳以上	10万円	6万円	3万円	

<配偶者特別控除人的控除額の差>

	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
改正前	38万円超 40万円未満	5万円				適用無
	40万円以上 45万円未満	3万円				
改正後	38万円超 40万円未満	5万円	4万円	2万円	適用無	
	40万円以上 45万円未満	3万円	2万円	1万円		

4. 控除対象配偶者の定義変更

「控除対象配偶者」の定義が改められ、現行の「控除対象配偶者」に該当するものは、「同一生計配偶者」と名称を変更することとされました。また、非課税限度額、均等割軽減、障害者控除の各規定についても「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に変更することとされました。

現行	
「控除対象配偶者」 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下のもの	
改正後	
「同一生計配偶者」 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下のもの	
「控除対象配偶者」	同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者

5. 住宅借入金等特別税額控除の適用手続の要件緩和

住宅借入金等特別税額控除の適用については、所得税において年末調整により控除の適用を受ける場合を除き、納税通知書が送達される時までに提出された申告書において、その記載がある場合に控除を適用することとされてきました。今回、その要件が緩和され、**個人住民税の納税通知書が送達された後に、所得税において還付申告等により控除が適用される場合には、平成31年度以後の個人住民税においても控除が適用されることとされました。**